

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済規程

平成5年4月1日施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「県社協」という）は、定款第1条の規定により、兵庫県内における民間社会福祉事業に従事する職員の福利増進を図り、社会福祉事業の振興に寄与するために、兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済（以下「共済」という）を運営する。

(事業)

第2条 この共済は、前条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- (1) 共済に加入する職員の退職に際し、その者又はその者の遺族に対し一時金を支給する。
- (2) その他共済の目的達成に必要な事業

第2章 加 入

(加入対象施設)

第3条 共済の加入対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 兵庫県内にある民間社会福祉施設等の代表者で県社協会長が認めたもの
- (2) 兵庫県内にある社会福祉協議会及び福祉団体等の代表者で県社協会長が認めたもの
- (3) 県社協会長の加入承認によって共済契約が締結されたものとし、共済契約者となった代表者を事業主という。
- (4) 事業主は、共済への加入により、掛金を県社協に預託し、預託された総資産のうちから給付を行う権限を委任することに了承したものとする。

(加入対象職員)

第4条 共済の加入対象職員は、前条の民間社会福祉施設、社会福祉協議会並びに福祉団体等（以下「施設等」という）に常時勤務する職員で、就業規則、労働協約等により、共済の受益者とされたものとする。

(加入通知)

第5条 この共済に加入しようとする者は、事業主へ申込み、事業主は県

社協会長へその旨を通知するものとする。

- 2 加入通知は、各施設等を単位とし、加入対象職員の全員加入を原則とする。

(加入の確認)

第6条 県社協会長は、事業主より加入通知を受けた後、加入を確認した旨を事業主に通知するものとする。

- 2 加入確認が通知された場合は、事業主は、速やかに加入対象職員にその旨を通知しなければならない。
- 3 加入した対象職員を加入職員という。

第3章 掛 金

(掛金の額)

第7条 掛金は、事業主及び加入職員が各々次の各号に掲げる額を負担する。

- (1) 事業主 毎月1日在籍加入職員の本俸月額 of 1,000 分の 29
 - (2) 加入職員 毎月1日在籍加入職員の本俸月額 of 1,000 分の 29
- (掛金の基礎となる額)

第8条 掛金の基礎となる額は、各施設等の給与規程により基本格付けされた当該年度4月1日現在における加入職員の本俸月額とする。ただし、特殊業務手当が支給されている者については、特殊業務手当の額を合算した額を本俸月額とする。

- 2 当該年度4月1日以降、新たに加入した者の掛金基礎月額は、加入した月の本俸月額とする。
- 3 日額を受ける者にあつては、21日分をもって月額とする。

(掛金の納付)

第9条 事業主は、加入承認日の属する月から掛金をとりまとめて納付しなければならない。

- 2 加入職員が休職する場合、掛金を中断することができる。

(掛金の納付期限)

第10条 掛金の納付期限は請求のあった月の翌月の末日とし、事業主は納付期限までに指定口座に納付しなければならない。

- 2 前項の納付期限までに納付されなかった場合、県社協会長は事業主に対して、督促通知を行う。
- 3 第1項の納付期限を経過してもなお掛金が納付されない場合は、別に定める割合で延滞金を徴収する。
- 4 第1項の納付期限から6カ月を経過しても掛金の納付がない場合は、加入を取り消すものとする。

(掛金の不返還)

第 11 条 納入済みの掛金は、原則として返還しない。

第 4 章 給付金

第 1 節 通 則

(給付金の種類)

第 12 条 この共済の給付金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 退職一時金
- (2) 遺族一時金
- (3) 脱退一時金

(給付金の請求)

第 13 条 給付を受けようとする者（以下「受給権者」という）は、事業主を通して別に定める請求書を県社協会長に提出しなければならない。

2 受給権者が加入職員の遺族であるときは、前項の請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 加入職員の死亡を証明する書類
- (2) 死亡した加入職員と遺族との関係を証明する書類

3 前項の規定による遺族の範囲及び順位については、社会福祉施設職員等退職手当共済法第 10 条を準用する。

(給付金の支給)

第 14 条 県社協会長は、前条による請求書を受理したとき、これを審査し速やかに給付金を支給しなければならない。

2 受給権者が次の各号の一に該当する場合には、事業主の意見を聴き、給付金の支給を一時停止することができる。

- (1) 懲戒解雇またはそれに準ずる処分により退職したとき
- (2) 犯罪行為、その他これに準ずる重大な非行により退職したとき

3 前項の規定を適用する場合は、事業主はその事実を証する書類を提出しなければならない。

(加入期間)

第 15 条 給付金算定の基礎となる加入期間は、加入した月から退職月までの月数とし、かつ掛金を納付した期間とする。

2 加入職員が退職した場合でも、給付金の支給を受けずに退職し、その日から 5 年以内に他の加入施設の職員となったときは、加入期間は通算されるものとする。

3 加入職員が休職等の理由により事業主から給与の支給を受けなくなった場合においても、退職の事実が発生するまでは加入職員としての規定を適用する。

4 第 2 項及び第 3 項の規定を適用する場合、掛金を納付しなかった期間については、加入期間に算入しない。

(支給の制限)

第 16 条 県社協会長は、事業主または受給権者が次の各号の一に該当する場合には、支給の全部若しくは一部を行わず、またはすでに給付等を行った者については、これを返還させることができる。

(1) 虚偽または不正にもとづく給付金請求または受領が明らかになったとき

(2) その他、県社協会長が認めたとき

2 前項の規定を適用する場合は、県社協会長は運営委員会の意見を聴かなければならない。

第 2 節 退職一時金

(支給要件)

第 17 条 退職一時金は、加入職員が退職した場合に支給する。

(退職一時金の額)

第 18 条 退職一時金の額は、加入期間に応じ、次の定めるところにより計算される金額とする。

加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率（別表 1）

第 3 節 遺族一時金

(支給要件)

第 19 条 遺族一時金は、加入職員が死亡した場合にその遺族に支給する。

(遺族一時金の額)

第 20 条 遺族一時金の額は、次に定めるところにより計算された金額とする。

加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率（別表 1）

第 4 節 脱退一時金

(支給要件)

第 21 条 脱退一時金は、事業主が経営する施設等に所属する加入職員が、共済契約の解除を事由に一括して脱退するときに支給する。

(脱退一時金の額)

第 22 条 脱退一時金の額は、次の定めるところにより計算される金額とする。

加入期間における掛金累計額×退職一時金算定乗率（別表 1）×70%

2 第 1 項の規定を適用し計算された額が、加入職員その者が納付した掛金累計額を下回るときは、掛金累計相当額を給付する。

第 5 章 事業の運営

(運営委員会)

第 23 条 共済事業の適正な運営を期するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、共済の運営に関する意見を県社協会長に具申することができる。

(委員会の組織)

第 24 条 委員会は、10 名以内で組織する。

2 委員は、次の中から県社協会長が委嘱する。

(1) 民間社会福祉施設関係者

(2) 福祉団体関係者

(3) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第 25 条 委員会には委員長及び副委員長各 1 名をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表するとともに委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

5 委員会は、県社協会長が招集する。

6 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営資金)

第 26 条 この共済の運営資金は、次の各号に掲げる財源をもってあてる。

(1) 掛金

(2) 掛金から生じる果実

(3) その他の収入

(財産の分別管理)

第 27 条 県社協会長は、事業主から預託された資産と、その他の資産を区別して管理しなければならない。

(債務の範囲)

第 28 条 県社協が本共済契約に基づき、負担する債務については、事業主から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

(年金信託契約の締結)

第 29 条 この共済の安全かつ円滑な運営を期するため、信託銀行と年金信託契約を締結する。

(運用方針の策定)

第 30 条 前条の年金信託契約に基づく信託財産の運用にあたり、県社協は運用方針を定め、信託銀行は、運用方針を遵守し年金資産の運用、管

理を行うこととする。

(事業主の同意)

第 31 条 県社協は、次の各号に掲げる場合、事業主総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

- (1) 第 29 条に定める年金信託契約を変更するとき
- (2) 第 30 条に定める年金信託契約に基づく信託財産の運用方針を変更するとき
- (3) 第 41 条に定める規程の改廃を行うとき

2 県社協は、前項に定める事業主の同意を得る場合は、その改正案を事業主に提案しなければならない。

3 事業主は、前項の提案を受理したときは、意向連絡書を作成し県社協に提出しなければならない。

(会計)

第 32 条 共済事業の会計は、他の事業と区分して処理する。

(財政の再計算)

第 33 条 この共済事業が将来も財政の均衡が保てるように財政の再検討を行うものとし、必要あると認めたときは適正な修正を行うものとする。

(積立水準の回復計画)

第 34 条 財政再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、事業主にすみやかに開示しなければならない。

第 6 章 雑 則

(届出義務)

第 35 条 事業主は、別に定める変更事由が生じたときは、速やかに届出を提出しなければならない。

(端数計算)

第 36 条 掛金に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 給付金に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(受給権の処分停止)

第 37 条 この規程による給付を受ける権利を譲渡し、または担保に供することはできない。

(時効)

第 38 条 この共済による給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 5 年間を経過したときは、時効によって消滅する。

(審査の請求)

第 39 条 共済の事業に関する処置について、不服のある事業主または加入職員または受給権者は、県社協会長に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。

2 県社協会長は、前項の規定による審査の請求があったときは、速やかに委員会を開催し、裁決してなければならない。

(信託財産の帰属)

第 40 条 県社協会長は、この共済を廃止したときは、廃止日における加入職員に対し、第 7 条第 2 項により負担した各自の掛金合計額を限度とし、その割合に応じて信託財産を分配する。

2 前項により分配を行ったのち、なお残額があるときは、加入職員に対して、この共済を廃止した月に退職したものとして計算した現価に、自己負担部分以外の部分の割合を乗じて得た金額を差しひいた残りの金額の割合に応じて分配する。

(規程の改廃)

第 41 条 県社協はこの規程を改廃するときは、理事会の議決をもって行わなければならない。

2 県社協は理事会への上程にあたり、規程の改正案を事業主に提案し、4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(細 則)

第 42 条 この規程の実施細目については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 3 月 29 日より施行し、平成 6 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

